

(目的)

第1条 長年、日本体力医学会の発展に尽力され、その功労が認められた者を名譽会員と称する。

(被推薦者の資格)

第2条 名譽会員に推薦される者は、日本体力医学会定款第7条2項に基づき、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 本学会の正会員もしくはシニア会員であり、毎年7月31日時点で、満70歳以上となる者の中、次の一つに定める条件に該当する者。
  - イ. 本学会の理事を6年以上つとめた者。
  - ロ. 大会会長等を引き受け、名譽会員に推薦される年度まで体力医学会会員として年会費を支払っている者。
  - ハ. その他、イ、ロに準ずる功労のあった者。

(名譽会員候補者名簿作成の主体)

第3条 1) 名譽会員の候補者名簿の作成は、総務委員会がこれを行う。

(推薦・承認の手続)

第4条 名譽会員の推薦と承認の手続きを次の手順で進める。

- 1) 総務委員会は第2条に従って名譽会員候補者を選出し、選出された候補者個々に「受諾の可否」を尋ねる。
- 2) 総務委員会委員長は役員改選年度の選挙直前の理事会に受諾した名譽会員候補者の名簿を提出する。
- 3) 理事会は前項の名譽会員候補者名簿に基づいて候補者の選考を行い、名譽会員を推薦する。
- 4) 理事会による名譽会員の推薦は、総会において承認をうけるものとする。

(資格の喪失)

第5条 名譽会員の承認を受けた者は、評議員の資格を喪失する。

(年会費)

第6条 名譽会員は年会費の納入は免除される。

(機関誌)

第7条 名譽会員は、学術講演会及び機関誌に業績を発表でき、また、機関誌等の頒布を受けることができる。

(年次学術講演会)

第8条 名譽会員は、年次学術講演会の参加費は免除される。

(名譽会員の継続)

第9条 名譽会員は、特別の事由のない限り、その名をこの法人の記録に永世留める。

(改廃)

第10条 本内規の改定は理事会の議決を要する。

付則

本内規は、令和7年11月27日から施行する。

本内規の施行に伴い、名誉会員待遇内規および名誉会員推薦内規は廃止とする。